

新潟市妊産婦医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 4月 1日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 21 号

新潟市妊産婦医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市妊産婦医療費助成規則（平成23年新潟市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号から第6号までを削る。

第4条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 医師の妊娠診断書又は母子健康手帳
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4条第2項第3号から第5号までを削る。

第6条中「の属する月の翌月の初日」を削る。

第8条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた妊産婦医療費助成の対象である妊産婦が前号に規定する療養の給付と併せて医療保険各法に規定する食事療養を受けたときは、健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を助成する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、受給者が他の法令等により自己負担額への助成を受けることができるときは、当該助成を受けることができる限度において、妊産婦医療費助成は行わない。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第4条関係）

妊産婦医療費助成受給資格認定申請書

(宛先)新潟市長

申請日 年 月 日

妊産婦医療費助成受給資格の認定を受けたいので、下記の事項に誓約・同意の上、次のとおり申請します。

助成対象期間	年 月 日から 出産した日の属する月の翌月の末日まで	受給者番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
連絡先 電話番号			
住所	新潟市		
出産予定日	年	月	日

注 太線の枠内のみ記入してください。

【誓約・同意事項】

- 1 妊産婦医療費助成の認定要件の該当性等を審査等するため、新潟市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 2 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 3 申請内容等に偽りがあった場合や変更、相違があり認定要件に該当しない場合には、速やかに受給者証を返却します。

母子健康手帳番号

受付日

年 月 日

別記様式第2号(第5条関係)

(表)

<p>新潟市妊産婦医療費助成受給者証</p> <p>公費負担者番号 92154004</p> <p>受給者番号</p> <p>受給者氏名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、新潟市妊産婦医療費助成の対象者であることを証明する。</p>	<p>有効期間</p> <p>※有効期間は出産した日の属する月の翌月末日までのため、実際の出産日により変わる場合があります。</p> <p>出産予定日</p> <p>交付年月日</p> <p>新潟市長 発行者名 新潟市長 印</p>
--	--

注意事項	
<p>1 保険診療の自己負担額(総医療費の3割)から一部負担金を差し引いた額を助成します。</p> <p>2 新潟県内で受診の際は、医療機関窓口にて、この証を被保険者証(又は組合員証)とともに提示してください。</p> <p>3 新潟県外で受診の際は、医療機関窓口で自己負担額を支払った後、市の窓口で領収書等を持参して請求してください。</p> <p>4 通院の一部負担金は、医療機関ごと、月の初回から4回目までは、受診日ごとに530円(当該受診日の自己負担額が530円未満の場合は、当該額)となります。(調剤薬局等は、無料)</p> <p>5 入院の一部負担金は、1日につき1,200円となります。</p> <p>6 入院の際に標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事療養の標準負担額も助成します。</p>	<p>7 表面に記載の有効期間にかかわらず、助成期間は、申請書を受理した日から出産した日の属する月の翌月末日までとなります。助成期間を過ぎてなお受給者証を使った場合、医療費の返納が必要になりますのでご注意ください。</p> <p>※出産のほか、流産、死産の場合も翌月末日までです。</p> <p>8 以下に該当する場合は妊産婦医療費助成の助成要件からも外れるため、この証は使用できません。お住まいの区役所の健康福祉課 児童福祉担当にて喪失の届出及びこの証を返却してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・市外へ転出したとき・生活保護に認定されたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の新潟市妊産婦医療費助成規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づく認定及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 3 改正後の規則第3条の規定により、新たに助成要件を満たす者について施行日前に当該助成要件を確認することができる場合、市長は、前項の規定に基づき改正後の規則第4条第2項の規定にかかわらず、同項の申請がされたものとみなして、改正後の規則第5条第1項の規定に基づき、受給者証を交付することができる。
- 4 前2項の規定により交付する受給者証の有効期間は、改正後の規則第6条の規定にかかわらず、令和5年4月1日から出産した日の属する月の翌月の末日までとする。

(経過措置)

- 5 改正後の規則の規定は、施行日以後に受給者が受けた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に受給者が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。